

通信



岩手県滝沢森林公園で撮影

目 次

- |  |         |
|--|---------|
| ●表紙写真  | 1 P     |
| ●2019年度連続講座「岩手の再生」第5回講座<br>演題「岩手における学校統合と高校再編の動向」<br>講師 紫波町の学校統合を考える会 代表 菅野 宗二 さん  | 2 P～5 P |
| ●「くらし・福祉」調査研究部会第1回公開講座<br>演題「障害者福祉、その歴史と制度、現状と課題(1)」<br>講師 社会福祉法人岩手厚生会理事長 細田 重憲 さん | 5 P～7 P |
| ●「地名の話 19」 高橋 宏壽 さん  | 8 P     |
| ●「2020 岩手県地方自治研究集会」のお知らせ   | 8 P     |

NPO法人  
岩手地域総合研究所

岩手県盛岡市中央通二丁目8番21号 Mホール  
Tel・Fax:019-624-6715  
メール:i-chiikisouken@salsa.ocn.ne.jp

## 2019年度連続講座 「岩手の再生」第5回講座

### 演題 「岩手における学校統合 と高校再編の動向」

講師 紫波町の学校統合を考える会代表

菅野 宗一さん



4月18日「プラザお  
でつて」で27名が参加  
して開催されました。

内容については、事  
務局の責任でまとめ  
ました。

#### 1 はじめに

みなさんこんにちは、いま30人学級を実現  
する岩手の会の事務局長をやっています。

岩手県の学校統合の流れと高校再編がどの  
ように進められてきたのかということの概略  
をお話しさせていただきます。

4月12日の九戸村の村長選挙については、  
九戸村から久保さんが見えなくなっています

ので、あとで報告していただきたいと思っ  
ています。

2月6日に岩手県教委は高校再編の第2期  
目の後半の計画案を発表いたしました。1学  
年1学級という高校を9校残して地域の取り  
組みを見守るし、地域の高校を存続させると  
いうことが計画の中に組み込まれているとい  
うことも、地域の高校を守る運動を一生懸命  
やってきた者にとっては非常に励ましになる  
計画の発表でした。

#### 2 岩手における学校統合の動き

##### ① 1946年～65年

学校統合というと、小中学校が一番地域住  
民にとって身近な問題です。岩手県内では、昭  
和22年(1947年)に新しい学校制度、6・  
3・3制ができてから大雑把に今までの経過  
でいうと、3つの時期に区分されるんじゃない  
かなと考えております。それは、1947～  
1965年の岩手国体がやられる前の辺りま  
です。この時期は教育振興という、学校を  
ちゃんとつくって、全ての子どもたちが学校  
に安心して行けるように、高等学校も希望す  
る学校に行けるように高校進学率を上げる、  
高校を増やすという教育条件整備を中心にし  
た取り組みがずっとあったと思います。

小中学校について言えば、ほとんど国の学

習指導要領の拘束性が強まって国の方針が学  
校現場にストレートに入ってくるような状態  
が強まってきたのが2番目の時期だったので  
す。その中でもずっと学校の統廃合は絶え間  
なくいろんな圧力がかけられました。しかし、  
今度進められている学校統廃合の契機は平成  
の大合併から激しく動いています。そういう  
経過を辿っているという大雑把なことが言え  
ると思います。

昭和の大合併のときには小学校の統合とい  
うのはそんなに激しくなかったのです。この  
ときに一気に激しくやられたのは中学校の統  
合でした。

これは全国各地であったために、こういう  
状態は問題だということで昭和48年(197  
3年)に国会で統合指針の見直し(文部省から  
出されました。何が直されたかという、  
統合するときには地域住民の意見をよく聞く  
べきだということが文部省の指針の中に入っ  
たということ関係者のあいだで非常に注目  
されました。

##### ② 1966年～1995年

1985～1990年にかけて、中学校が  
学校統廃合とのかかわりで大荒れに荒れる時期  
があるのです。

平成の大合併が始まるのが1990年代の

後半なのですが、平成の大合併のときには地域住民の合意というよりはちゃんと手引きにはありますが、それを活用する暇もなくどんどん市町村合併が進んで、同時に一挙に小学校を統合する。中学校を少なくしていくということがなされてきています。

### ③ 1995年～現在

90年代後半から10年間で、岩手県は63市町村から33市町村になりました。この間、小学校は2000年に483本分校あったのが、2015年には342校に減った。同じ期間に中学校は215校から171校になりました。学校がなくなつた地域は、例外なく地域コミュニティづくりが困難になり過疎化が進行しています。

高校は、1999年5月に県立高校再編計画が出されて、10年間で約15校減らすということが発表されました。

### 3 安倍政権の下で、学校と教育が大きく変えられている

#### ① 教育基本法改悪

安倍政権の下で学校と教育が大きく変えられているというところについて報告しておきたいと思います。ひとつは何と言っても、教育基本法を変えたことです。

何を変えたかというと、教育は「人格の完成」を目指すということが教育基本法の中心だったので、それを「人材養成」に変えて「国の方針を実現する教育」に変えた。安倍政権は、教育基本法を変えてすぐに実績をつくるために全国学力テストを実施したのは2007年からであります。いま岩手県ではこれについて見直しの議論が公然と始まっています。

#### ② 教育再生実行会議の設置

もうひとつ学校統合のかかわりでは、安倍首相は2012年12月に復活すると同時にやったのが、「教育再生実行会議」を設置して自ら議長になって、矢継ぎ早に政策提言を出し、それを中教審の答申とさせ、文科省の方針として教育界を混乱させてひどい状態にしています。道徳教育もこの手法で入りました。大学入試改革もこの手法で入っています。小学校に対する英語教科の導入もこの手法で入れられました。

この教育再生実行会議が2013年7月3日に第5次提言として、学校統合指針の見直しと小中一貫校を進める学校制度の多様化を進めることを提言しました。これが中教審答申となって学校教育法は2014年に変えられて、義務制学校というのができました。

#### ③ 教育委員会法の改悪

もうひとつは、2014年に教育委員会法を改悪して、教育委員長を廃止し、首長を議長とする「総合教育会議」をつくったことです。従って、いま市町村に教育委員長という職はなく教育委員の集まりの議長は首長がやっていると。純粹に丁寧に住民の合意を尊重するということができなくなっているということです。

#### ④ 住民合意の重要性

こうした条件の下でも、文科省の統合方針の中に小規模校への配慮ということがありますが、いま文科省の指針の中に地域住民の意向を配慮してやるべきだと、「小規模校への配慮、地域コミュニティ形成・維持の観点から住民合意の重要性」が残っていることも事実ですので、このことを手掛かりにして各地でいろんな取り組みがなされています。

#### 4 高校再編の動向

##### ① 第1期：前期分(2001年～05年)

高校の問題について進みます。高校は先ほど言いかけたのですが、90年代の後半に一挙に動き出しました。1999年5月に県立高校新整備計画前期分が発表されました。対象になったところは、いずれも反対運動が起き



たところす。

このとき岩手日報は連日、高校再編問題について特集を組むぐらいニュースがありました。岩手高教組は、その当時8月ですが、新聞の全面広告を出して地域の高校教育を守ろうという呼びかけをして全県民運動になりました。その結果、平成11年(1999年)10月8日に岩手県議会は、「県立高等学校の整備に関する決議」を全会一致で採択されたから高校再編の動きの流れがガラッと変わりました。必ず案を出したら地域の意見を聞いて、その地域が納得した範囲で進めるといふ方向に高校再編の進め方が、この1999年10月8日の決議以降、教育委員会はこういうふうな手法を比較的丁寧に進めています。

## ② 第1期・後期分(2006年～10年)

後期は、2003年7月に後期分が発表されました。総合学科高校をつくるというのと、小規模校を順番になくしていくという方針が出てきました。総合学科高校をつくるという構想については、総合学科高校は問題があるということも訴えて、この総合学科高校の構想を撤回して対象となった宮古商業高校はそのまま残りました。

小規模高校の存続もこのときは、後期分も全部県教委が出したのを白紙撤回して、もう

一回出し直して総合学科高校をこれ以上入れるのはやらないということになりました。それから、小規模校についても地域で残したいということがあれば十分に意見を聞くという手法に決定的に変わったのもこのときの闘いだっただと思います。

## ③ 第2期(前期：2016年～20年、後期：2021年～)

この結果を踏まえて、さらに生徒の数が減っていくので、さらに10年計画を立てるといふことを震災の直前に県教委がまとめていま第2期分が動いています。それを止めるかどうかは小規模校の存続にかかっているのではないかと。

今、この問題では33市町村全部の首長さんが入った懇談会が開かれておりまして、地域の高校教育をどう守っていくかということが交流されています。

## 5 学校と地域振興のあり方

最後は、学校と地域振興のあり方です。地域振興と学校存続は一体である。そこに住み続け、世代交代を継続して地域が形成されてきた。その地域に学校が必要なのかどうかは第一義的に、行政が判断するのではなくて地域住民の問題ではないか。同時に、教育は人格の

完成をめざすものであるから、職業選択の自由をはじめ、豊かな人生を送れる教育を保障することが求められる。せめて高校段階までは家族や地域にかかわった生活を豊富に経験するということが大事ではないか。岩手県の学校統合問題は、「地域の学校を守る」ことではかなり進んでいる。そこをよりどころにして子どもを育てながら地域コミュニティを豊かに育む希望が持てると思います。私もそれなりに頑張っていきたいと思えます。どうもありがとうございました。

## 特別報告

「九戸村における学校統合問題について」  
報告者 小中一貫校の見直しを求める会会員

久保 幸男 さん



4月12日に九戸の村長選挙がありました。私たちが候補者として擁立をした晴山さんという方が、小中一貫校は見直しをするという立派な公約を掲げて闘ってくれ

て見事に当選をしたということで非常に喜んでいきます。今回の村長選挙の村民の最大争点で、小中一貫校をどう考えるかということでした。今回はその問題をしっかり考えよう

ということを取り組んできた成果が示されたというふうに思っています。

村内に5つの小学校と1つの中学校があるのですが、5つの小学校を全部なくして、中学校と一緒に作った小中一貫校をつくるというのを五枚橋さんという現職の村長が提案しました。平成34年4月1日からそういう学校にするのだという期限まで示して提案をしてびっくりしたわけです。そこで、今お話しされた菅野先生と新妻先生で、九戸村に来てもらって学習会を始めました。

その後、「村民の声を聞くことを求める会」というのが結成されました。

求める会は、まず住民の声を聞いてほしいという一点で署名をやったら、なんと2ヶ月半ぐらいで有権者の約半数、2301人が署名をしてくれて、村当局に署名と要望書を提出したのです。そしたら、なんと村長は聞く必要がないと、即その場で返答したわけです。これは大問題だということで、全国ではこの問題がどうなっているのかということも勉強するという流れに発展させて会を充実させていったのです。

その中で、「求める会」から「小中一貫校を見直しする必要がある会」に発展させました。全国でも小中一貫校というそのものが子どもたちの教育環境にとって良い学校環境では

ないというのにも掴むことができたので、そういう運動にさらに発展させました。

その発展させた運動の力を政治の分野に反映させないと止められないということで取り組んだのが、去年6月の九戸村の村議会議員選挙と今年4月の村長選でした。

## 岩手地域総合研究所「くらし・福祉」調査研究部会 第1回公開講座

### 演題 「障害者福祉、その歴史と

#### 制度、現状と課題(1)」

講師 社会福祉法人岩手厚生会理事長

細田 重憲さん



3月23日「プラザおでつて」で17名が参加して開催されました。内容については、事務局の責任でまとめました。

#### 1、はじめに

私は県の職員を長くやっております、

その中でも子供にかかわることと、一番大きかったのは障害者にかかわる仕事をやっております。そのあとで障害者にかかわることなどを学生に伝えてきました。

今は社会福祉法人岩手厚生会、緑生園という施設などを請け負っている社会福祉法人の理事長をしております。

#### (1) 障害者福祉との関わり

初めに私の自己紹介を兼ねまして私がどんなことをしてきたかということであります。行政の担当として、障害者にかかわる計画をつくったり、福祉施設の整備をしたり、障害者団体の親分の方々との様々な交流があったりということで仕事をして参りました。施設の整備というのは私自身の中では非常に大きなウェイトを持っておりまして、私が計画を作ったり、どういう施設をつくるかということなどをみんなと一緒に考えながらやるわけです。

全国的に見ますと、1980年代の頃というのはちょうど国際障害者年というのがありまして、障害者も地域で暮らすということを一生涯考えようということをやったわけです。

それから社会福祉法人の役員ということ、知的障害の施設、精神障害者を支援する

事業所の経営をやっております。知的障害者の施設は、就労を目指すということをもっとにして50年以上過ぎましたが、現在は就労できるような方がなかなか入ってきません。

現実には、とくに知的障害の方々というのは高齢者の施設、高齢者の福祉の中ではちよつと受け入れがたいところがありまして、私どもで考えなきゃいけないのかなというふうに思ったりしております。障害のある方の高齢化、看取り、そういう人たちの生活の場としての施設の将来像をこれからどう考えていけばいいかという非常に大きな問題を抱えております。

それから今、県や市の仕事をいくつかさせていただいております。ひとつは、障害のある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例推進協議会委員長です。これは県が平成22年に条例をつくりまして、障害のある人もない人も全ての県民が共に暮らし続けていくことを進めようという、障害者の差別をなくそうということが根底にある条例です。

## (2) お話をする上でのいくつかの前提

### ① 障害者の暮らしにかかわる制度は広い

まずひとつは、障害者の暮らしにかかわ

る制度は非常に幅が広いということであり、ます。福祉の分野でも障害者の場合は年齢、出生前から高齢期まで長くかわる。

それから、学校に入る前、少年期、青年期のライフステージに応じていくつもの制度がかかわっております。例えば就学前で言いますと、障害児保育がありますし、障害のある子どもたちの通所の施設、あるいは通所のサービスのようなものもあります。

医療の分野で言うと、公費負担の医療制度というものがあります。公費負担というのは、例えば難病の方の医療とか、精神障害の方の通院の医療は公費負担という制度があります。

教育は特別支援教育とか、普通の学校の中での福祉教育です。福祉の中では、手帳制度などもあります。それから就労・雇用では、一般の就労、福祉施設などの保護的な就労、我が国では障害者の雇用率というものを法律で決めております。それから税、年金、手当というものは、所得の保障、障害者控除というものがあります。住居・住宅・交通・移動、まちづくりというのは、例えば盛岡市内のバスでもこの頃ノンステップのバスが増えています。

それから情報の保障というのは、手話、点訳、音声訳、放送における字幕などがかわ

っております。それから、基本的人権の保障など非常に幅が広いことをひとつ確認いただきたいと思います。

### ② 障害者施設の理念となることば

ふたつ目は、障害者施設の理念となることばということで、ノーマライゼーション、リハビリテーション、インクルージョンという言葉があります。

### ③ 国連「障害者の権利条約」

3つ目ですが、2006年12月に国連総会で障害者の権利条約というものが採択されました。一言でいうと、市民としての障害者が社会から差別されたり排除されたりしないで市民として暮らしていけるようになるためにどうするかということ条約とした。これに沿って世界各国が様々な国の法律なんかを変えていくことを求める、ある種拘束力を持ったものというふうにご理解をください。

それから大事なポイントのひとつが、障害の社会モデルということ。我々はどうしても目の前に障害のある方がいると、障害はその人の中にあるもの、その人が抱えている問題というふうに考えてしまうのですが、じつは障害の問題というのは、その

人が暮らす社会の中でその人とのかわりの中で発生しているという理解の仕方をする。

それから、差別の禁止というのが権利条約の眼目ですが、この差別には2つあると言っています。障害を理由とする差別です。例えば障害者だから採用しないとか、障害があるから入学させないというふうなことがひとつあります。もうひとつが、合理的配慮をしないということが差別だと言っています。合理的配慮というのは、大学で入学試験を通して学生を入学させたとしても、その人が障害を持っていたとしても可能な限りほかの学生と同じように勉強できる仕組みをつくるということをするのが合理的配慮という中身だと思います。

そのほかに権利条約では、手話というのは言語だという部分とか、障害者が誰とどこで暮らすかは個人の選択(権利)であるとか、女性障害者の権利、性的な虐待などの対象ということも含めた権利などについても明記をしております。日本、あるいは世界各国の福祉というのはこれで動いているというところを確認していただきたいと思っています。

#### ④ 「障害福祉サービス」(障害者総合支援法)の利用までの手順

4つ目は、障害福祉サービスです。これは障害者総合支援法という法律でサービスを提供しているのですが、その利用の手順です。

介護保険が始まったときにこの仕組みが一番先に入ったのです。介護保険も要介護認定というのを受けてサービスをどれぐらい使えるかというのが決まって参ります。それをケアマネージャーという人と相談してどのサービスを使うかということを組み合わせて、老人施設などと契約をして使うことになるのと同じようなことです。

#### ⑤ 障害者手帳制度

5つ目は、障害者には手帳制度というものがありません。3つの手帳制度があります。ひとつは、身体障害者手帳というもので身体障害者福祉法というものでできています。手帳としては一番馴染みのあるものですが、我が国の場合はこの手帳を持っている人が身体障害者だというやり方になっています。

療育手帳というのは、知的障害の子どもから含めて対象ですが、じつはこの手帳制度は法律上は根拠がないのです。国の通知で都道府県が実施しています。

もうひとつが、精神保健福祉手帳です。精

神保健福祉法という法律で出ております。

#### ⑥ 福祉サービス提供における基本的考え方

それから、福祉サービスの基本的な考え方ということで障害に限らずですが、人間としての尊厳の保持ということを大事にしましょうということは何のサービスでも共通になっています。それから、サービスを選んで自分で決めて契約をして使うということも基本的なやり方です。従って、事業者との対等な関係で利用するというのですが、実際は情報のバランスが非常に悪いということがあるわけです。事業者のほうはいっぱい知っているけど、利用者のほうはあまり知らないということがあります。そこをどうするかということがあります。

それから行政などによる権利の擁護です。私は事業者のほうの経営者の立場でもありますが、利用者にはいいサービスを提供するという質の向上ということも大きく求められておりますし、情報開示とか説明責任ということも事業者としては必要なことになっております。(今後も引続き細田さんの講座を開催していく予定です。)

## 地名の話19

高橋 宏壽 さん

おりかへ【折壁】八幡平市田山(安代町)字折壁

藩政期、米代川と瀬ノ沢川が合流する「折壁」に、鹿角街道の田山御番所がありました。地方の藩士が一名詰める程度の物品の移動を監視する番所です。この番所の印象を松浦武四郎が『鹿角日誌』に書いています。

庶人一人出張し、旅人並びに出入りの荷物より銭を取る。その取り方はなはだ奸猾ケンカッにして、当領の事思うに余りあり。

はなはだ盛岡藩を傷つける酷評でした。山形庄内出身の幕末の志士清河八郎『西遊草』には、米沢藩境板谷関所のようなすを書いていません。

板谷宿と相成。村前に米沢侯の関門あり。士分ものつとむるといふ。我も天下を征行(旅行)せしに、奥羽は勿論、いずかたにても多くはうんじゆ(雑税)とて、旅行の者に銭をむさぼるに、米沢ばかりはさらに沓銭もむさぼらず。…上杉侯御政度(上杉鷹山の遺徳)の行き届きたる、感ずるにあまりあり。どうも田山御番所の藩士の狡猾さも全国並みのようした。

折壁は宮古市、大迫町、岩泉町・九戸村、室

根村にあるが、いずれも山間の平地で、他所へは峠越えの往来です。折壁は、周囲の山々を壁に見立て「崖に囲まれた処」という意味でしょう。

また山田秀三『アイヌ語地名の研究1』には、折壁は妙に岩手県にだけ見つかる。どの折壁も、その川の形が北海道の幌加別ホロカベツや幌加内ホロカナイと一致している。アイヌ語のホルカ・horkaは「後戻りする」という意。一つの支流をさかのぼっていくと、その水源が、本流の downstream になっているという場合に、その川をホルカ・ベツと呼ぶ。地図で見ると、本流と直角ぐらいで少し後戻りになっている川でもその名で呼んだ。それでオルカ・ベツ(後戻りする・川)と読むと、どこの折壁とも地形がぴったりです。じつは瀬ノ沢川も秋田県鹿角市花輪に水源をもち、岩手県の田山に流れ入り折壁で米代川に合流、再び鹿角市花輪へ流れていく「後戻りする川」なのでした。



## 2020岩手県地方自治研究集会

今年「地方自治研究全国集会」が久しぶりに岩手県で開催されます。そのプレ企画として岩手県独自の自治研集会も開催されます。力を合わせて成功させましょう。

●日時 7月18日(土)

10時00分～15時30分

●場所 岩手県公会堂

●主催 「第15回地方自治研究全国集会」 in 岩手」岩手県現地実行員会

●テーマ 「住み続けられる地域へ 地方自治の発展を」

●内容

◆全体会 10時00分～12時00分

基調講演

◆分科会 13時00分～15時30分

- ①第1分科会 「誰もが安心して住み続けられる地域づくりに向けて」
- ②第2分科会 「災害に強い街づくり」
- ③第3分科会 「住民の権利・生活保障・子育てと自治体の役割を考える」
- ④第4分科会 「くらしを支え、自治を育て、住民本位の自治体をつくる」

●参加目標 150名

(コロナ状況で変更になることがあります)